

基準9 財務基盤及び管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点9-1-①：大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学の現有資産は、国立大学法人化の際に継承した土地、建物・設備等及び法人化以後に更新・取得した建物・設備等からなる。平成25年度末の資産は、固定資産が57,395,999千円、流動資産が10,959,195千円、資産合計68,355,195千円であり、主なものとして、土地23,831,486千円・建物18,915,158千円・研究機器8,393,175千円等となっている。

負債は、固定負債13,878,562千円、流動負債9,827,757千円、負債合計23,706,318千円である。このうち、借入金については、国立大学財務・経営センター債務負担金1,613,657千円と長期借入金3,186,750千円があり、附属病院再整備による施設整備や診療機器の更新等に伴うものである。過去5年間の資産及び負債は、資料9-1-①-1に示すとおり推移している。また、債務償還については、附属病院収入を財源とした償還計画による債務状況の確認と確実な遂行により償還を行っている(資料9-1-①-2)。

資料9-1-①-1 過去5年間の資産合計及び負債合計の推移(単位:千円)

年度	資産合計	負債合計
平成21年度末	63,041,182	21,729,493
平成22年度末	63,260,004	21,903,004
平成23年度末	62,821,429	20,905,138
平成24年度末	67,226,451	24,080,370
平成25年度末	68,355,195	23,706,318

(出典:財務管理部提供資料)

資料9-1-①-2 債務償還計画年次表

(単位:円)

年度	当年度期首 債務残高	当年度 新規借入額	支出額		
			元金	利息	計
平成20年度	6,175,196,212	0	898,680,351	196,011,923	1,094,692,274
平成21年度	5,276,515,861	0	741,210,870	160,098,926	901,309,796
平成22年度	4,535,304,991	52,500,000	573,553,186	135,194,723	708,747,909
平成23年度	4,014,251,805	321,090,000	545,732,463	115,377,792	661,110,255
平成24年度	3,789,609,342	1,419,880,000	553,292,988	99,769,356	653,062,344
平成25年度	4,656,196,354	1,444,905,000	532,330,779	91,001,687	623,332,466
平成30年度(予定)	16,869,552,200	291,600,000	672,266,550	351,904,486	1,024,171,036
平成35年度(予定)	12,855,851,500	0	985,033,775	279,120,944	1,264,154,719
平成40年度(予定)	8,679,748,000	0	692,890,000	191,743,557	884,633,557
平成45年度(予定)	5,230,370,000	0	677,818,000	114,663,087	792,481,087
平成50年度(予定)	1,841,280,000	0	654,950,000	38,583,476	693,533,476
平成55年度(予定)	7,290,000	0	7,290,000	83,835	7,373,835

(出典:財務管理部提供資料)

【分析結果とその根拠理由】

平成25年度末の資産は、固定資産、流動資産の合計額68,355,195千円、負債は、固定負債、流動負債の合計額23,706,318千円であり、本学の教育研究活動が支障なく遂行することが可能な資産を保有している。債務も償還計画の確実な遂行により償還を行っている。

以上のことから、本学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が

過大ではないと判断する。

観点9-1-②： 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点に係る状況】

本学の収入は、運営費交付金、施設整備費補助金、その他の補助金、自己収入(授業料、入学料及び検定料、附属病院収入等)、産学連携等研究費及び寄附金等により構成されており、平成25年度までの過去5年間の収入は資料9-1-②-1に示すとおりである。

自己収入については、学校訪問、進学説明会、オープンキャンパス等を実施することで学生確保に努め、授業料、入学・検定料の増加を図るとともに、高度先進医療の推進、地域医療機関との連携等を積極的に実施して病院収入の増加を図っている。

外部資金受入額は、資料9-1-②-2に示すとおりである。外部資金の継続的な確保を図るため、科学研究費補助金や競争的資金の獲得に繋がる研究に対しては、戦略・公募プロジェクト経費として学内予算から資金を配分し研究者支援を実施しているほか、外部資金を獲得した教員には、勤勉手当の成績率に一定の割合を加算して賞与に反映させ外部資金獲得へのインセンティブを付与するなど実施している(資料9-1-②-3)。さらに自治体や金融機関、企業等との連携を推進し、受託研究費、共同研究費の獲得に努めている。

資料9-1-②-1 過去5年間の収入決算額の推移 (単位:百万円)

科目名称	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
運営費交付金	10,403	9,927	10,961	10,460	10,220
施設整備費補助金	1,081	97	220	1,698	2,233
その他の補助金等	1,732	1,320	661	1,704	1,251
自己収入	15,954	17,138	17,714	18,314	18,972
授業料、入学料及び検定料	2,749	2,774	2,821	2,800	2,715
附属病院収入	12,800	13,944	14,420	15,060	15,790
産学官連携等研究費及び寄附金	3,017	2,314	2,073	2,226	2,488

(出典:財務管理部提供資料)

資料9-1-②-2 過去5年間の外部資金受入額の推移 (単位:千円)

科目名称	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受託研究	2,265,107	1,593,231	1,341,445	1,401,341	1,461,741
共同研究	70,867	164,602	120,793	174,598	166,477
受託事業	116,401	65,273	52,606	38,302	54,999
奨学寄附金等	726,341	592,907	637,744	701,306	908,673
科学研究費補助金(直接経費)	489,034	561,081	556,587	660,910	701,938
科学研究費補助金(間接経費)	126,616	159,108	164,059	182,224	190,413

(出典:財務管理部提供資料)

資料9-1-②-3 勤勉手当における外部資金獲得特別評価(抜粋)

○勤勉手当における外部資金獲得特別評価について

勤勉手当の成績率決定について(平成19年5月18日学長裁定、以下「基準」という。)第1項ただし書きにいう外部資金獲得特別評価について、次の各項のとおり定める。

1 対象とする職員及び区分

毎年6月期の勤勉手当において、評価を実施する前年度内に次の各号に掲げる区分に該当する外部資金(科学研究費補助金の獲得にあつては、本部間接経費額が個人として年間30万円に満たないものは除く。)を獲得した者に対してそれぞれ各号に定める成績率の加算を行う。ただし、この加算により職員給与規程第28条第2項に定める勤勉手当の支給上限を超える事態に至った場合は、加算する率を一律減ずる等の必要な調整を行う。

- (1) 獲得した外部資金に係る本部間接経費の額(以下「本部間接経費額」という。)が350万円以上であるもの 100分の40
- (2) 本部間接経費額が250万円以上350万円未満であるもの 100分の30
- (3) 本部間接経費額が150万円以上250万円未満であるもの 100分の20

- | |
|---|
| (4) 本部間接経費額が100万円以上150万円未満であるもの 100分の15 |
| (5) 本部間接経費額が50万円以上100万円未満であるもの 100分の10 |
| (6) 本部間接経費額が15万円以上50万円未満であるもの 100分の7 |

(出典：勤勉手当における外部資金獲得特別評価について)

【分析結果とその根拠理由】

本学では、経常的収入である学生納付金、附属病院収入等の自己収入確保のため、適正な入学者等の確保に努めるとともに、高度先進医療の推進、地域医療機関との連携を積極的に実施している。また外部資金獲得による収入増を図るため、研究者支援、インセンティブの付与などの仕組みを取り入れ継続的に収入を確保している。

以上のことから、本学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

観点 9-1-③： 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学では、平成22年度から平成27年度までの第2期中期目標・中期計画期間及び各年度における予算、収支計画、資金計画等については、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の審議を経て学長が決定している。

また、策定した中期目標・中期計画については文部科学大臣の認可後に、年度計画については文部科学大臣へ届出後に本学のホームページに掲載して(http://www.yamanashi.ac.jp/modules/ymsprofile/index.php?content_id=49)、学生、教職員はもとより、広く学外者にも公開している。

【分析結果とその根拠理由】

中期目標・中期計画期間の予算、収支計画、資金計画については、学内の諸会議における審議を経て学長が決定し、文部科学大臣に申請し、認可を受けている。また、各年度における予算、収支計画、資金計画については、学内の諸会議における審議を経て学長が決定し、文部科学大臣に届け出ている。これらは本学のホームページに掲載して学生、教職員はもとより、広く学外者にも公開している。

以上のことから、本学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

観点 9-1-④： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

平成25年度における収支の状況は、経常費用 32,090,265 千円、経常収益 32,545,204 千円、経常利益 454,939 千円となっており、臨時損失及び臨時利益を差し引いた当期総利益は 441,393 千円を計上している。

本学における過去5年間の収支状況は、資料 9-1-④-1 に示すとおりとなっており、各期とも経常費用と経常収益は、均衡がとれており、毎年経常利益、当期総利益を計上している。

資料9-1-④-1 過去5年間の損益の推移 (単位:千円)

科目名称	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常費用	28,354,401	28,116,760	29,812,563	30,683,145	32,090,265
経常収益	28,855,661	29,398,489	30,944,912	31,478,465	32,545,204
経常利益	501,260	1,281,729	1,132,348	795,320	454,939
臨時損失	16,516	1,785	14,802	18,103	13,576
臨時利益	494,370	24,558	0	0	0
目的積立金取崩益	128,421	4,401	0	0	0
当期総利益	1,107,536	1,308,904	1,117,546	777,216	441,363

(出典:各年度財務諸表)

【分析結果とその根拠理由】

平成21年度から平成25年度において、経常費用と経常収益は、均衡がとれており、毎年経常利益、当期総利益を計上している。

以上のことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

観点9-1-⑤: 大学の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学では、学内予算の編成にあたり、予算編成方針及び予算配分基準を作成し、経営協議会、役員会の審議を経て学長が決定している(別添資料9-1-⑤-I、別添資料9-1-⑤-II)。この編成方針、配分基準に基づき、教育研究の基盤的な経費となる教育研究経費、学生図書購入費、施設環境整備費等を設け、配分基準に基づいた配分を行っている(資料9-1-⑤-1)。また、中期計画・年度計画の達成に向けた戦略的・機動的な経費として大学高度化推進経費(学長裁量経費)を確保し、発展性の高い成果や効果が予想される事業計画、緊急度の高い整備計画、修学環境の整備、若手教員への研究奨励のほか、大型外部資金の獲得に向け重点的に配分している。特に、戦略・公募プロジェクト経費は、学内公募の上、学長・役員等で構成する採択委員会で審査の上、学長が採否を決定し、配分している。

資料9-1-⑤-1 平成21~25年度学内予算配分状況(教育研究経費) (単位:千円)

年度	教育研究経費	学生図書(電子ジャーナル含)	大学高度化推進経費(注)	大学高度化推進経費のうち(抜粋)			
				学長裁量経費	戦略・公募プロジェクト経費	学部等運営充実経費	施設環境整備費
21	1,284,597	81,700	379,227	50,000	80,000	28,500	105,400
22	1,442,617	81,700	552,548	50,000	100,000	28,500	158,700
23	1,306,411	81,700	659,728	-	101,000	28,500	153,700
24	1,545,343	81,700	692,062		94,000	30,875	153,700
25	1,514,236	81,700	459,731		61,700	33,250	63,700

注:平成23年度予算編成方針にて、戦略的・機動的な大学運営を可能にするため、従前の学長裁量経費を大学高度化推進経費全体に充当し、機能・目的別に組替。

(出典:財務管理部提供資料(収入・支出予算学内当初配分)から企画部企画課にて作成)

別添資料9-1-⑤-I 平成25年度予算編成方針

別添資料9-1-⑤-II 平成25年度予算配分基準

【分析結果とその根拠理由】

学内予算の配分に当たっては、教育研究の基盤的な経費を確保しつつ、学長のリーダーシップによる戦略的・機動的に配分する経費を確保し、教育研究活動を推進するために必要な予算として適切に資源配分している。

以上のことから、本学の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対し、適

切な資源配分がなされていると判断する。

観点 9-1-⑥： 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人法等に基づき、財務諸表等を作成し、会計監査人及び監事の監査を受けた後、経営協議会及び役員会の審議を経て、事業年度の終了後 3 月以内に文部科学大臣に提出し、承認を受けている(資料 9-1-⑥-1、別添資料 9-1-⑥-Ⅰ)。

会計監査人の監査は、文部科学大臣より選任された監査法人と監査契約を締結し、期中及び期末監査を受けている。監事による監査は、国立大学法人山梨大学監事監査規程に基づき(別添資料 9-1-⑥-Ⅱ)、業務監査は毎年 1 回以上、会計監査については毎月及び年度決算期に実施している(資料 9-1-⑥-2)。また、内部監査体制として事務組織から独立した監査室(室長 1 名、係長 1 名)を設置している。監査室では、国立大学法人山梨大学内部監査規程に基づき(別添資料 9-1-⑥-Ⅲ)、監査室長が監査計画に基づき書面監査及び実地監査を実施している(資料 9-1-⑥-3)。監事監査及び内部監査の結果、改善措置を講じたものについては、翌年度の監査時に再度確認を行っている。

なお、監事及び会計監査人の監査結果は、財務諸表等と併せて監査報告書として本学のホームページに掲載し公表している(資料 9-1-⑥-4)。

資料 9-1-⑥-1 国立大学法人山梨大学会計規則(抜粋)

○国立大学法人山梨大学会計規則
第 8 章 決算
(決算の目的)
第 5 4 条 決算は、事業年度の会計記録を整理して、事業年度末の財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とする。
(月次決算)
第 5 5 条 経理責任者は、月次の財務状況を明らかにするため別に定める書類を作成し、財務管理部長に提出しなければならない。
2 財務管理部長は前項の書類を検査し、これをとりまとめ、学長に提出しなければならない。
(年度決算)
第 5 6 条 財務管理部長は、年度決算に必要な手続を行い、準用通則法に規定する財務諸表等を作成し、学長に提出しなければならない。
2 学長は、前項における財務諸表等を、経営協議会の審議に付し、役員会における議を経なければならない。
(財務諸表等の報告)
第 5 7 条 学長は、前条における財務諸表等に、監事及び会計監査人の意見を付し、事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣へ提出する。

(出典：国立大学法人山梨大学会計規則)

資料 9-1-⑥-2 会計監査人監査及び監事監査の状況

事業年度	会計監査人監査報告書	監事監査報告書
平成 21 年度	H22. 6. 2	H22. 6. 7
平成 22 年度	H23. 6. 16	H23. 6. 21
平成 23 年度	H24. 6. 15	H24. 6. 20
平成 24 年度	H25. 6. 17	H25. 6. 17
平成 25 年度	H26. 6. 19	H26. 6. 19

(出典：監査室提供資料を基に企画部企画課にて作成)

【観点に係る状況】

国立大学法人法に基づき、国立大学法人山梨大学基本規則を定め、学長、理事5名及び監事2名(監事1名は非常勤)を役員として置き、大学の重要事項に係る意思決定機関として役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置している(資料9-2-①-1~資料9-2-①-3)。これらの会議には、監事が列席し、必要な意見を述べるができることとしており、事務系の各部長等が陪席しているほか、経営協議会と教育研究評議会には、事務系の部長を委員とし事務組織との連携を図っている。このほか、学長、理事、監事、事務系の各部長をメンバーとする役員等打ち合わせ会を毎週開催し、業務の進捗状況を確認している。

事務組織は、業務内容に鑑み監査室を独立させているほかは、各理事の下に配置しており、学長及び各理事のリーダーシップのもと、迅速かつ効率的に意思決定が行える体制としており、業務遂行に必要な人員を配置している(資料9-2-①-4、別添資料9-2-①-I、別添資料9-2-①-II)。

危機管理等に係る体制としては、暴風、豪雨、洪水、地震、噴火その他の自然災害や火災等による大規模な災害に対応するため、山梨大学防災規程を定め、これに基づき、それぞれのキャンパスにおいて甲府キャンパス災害対策マニュアル、医学部キャンパス災害対策マニュアルを整備し、防災訓練等を実施するなど緊急時対応に備えている。また大学内での事件・事故等の発生に係る対策として、事件・事故等が発生したときは、当事者又は発見者は直ちにその旨を総務部総務・広報課に連絡する体制としている。時間外の緊急事態発生時は、時間外緊急事態発生時の学内緊急連絡の手引きに基づき対応にあたり、情報は総務部総務・広報課に集約し、必要に応じて関係各部署に連絡する体制としている。(資料9-2-①-5-A~資料9-2-①-5-C)。

学生への危機管理として、学生のための危機管理マニュアル(別添資料9-2-①-III)を大学ホームページに掲載するとともに、山梨大学学生生活案内等において、学生生活を送る中で身近に発生するトラブルや事故を未然防ぐための心構え、事件・事故への対応等の周知及び注意喚起を行っている。特に新入生に対しては、入学式終了後、式典会場での新入生ガイダンスにおいて、学生のための危機管理マニュアルのダイジェスト版を配付するとともに、山梨県県民生活センター相談員を招きガイダンスを実施している(資料9-2-①-6、資料9-2-①-7)。併せて学生相談員となった教職員には、「学生生活に関する危機管理マニュアル(別添資料9-2-①-IV)」及び「学生相談対応事例集(別添資料9-2-①-V)」を配布し、これらに基づいて迅速かつ適正に対応する体制としている。

大学におけるリスク管理において重要な要素となる法令遵守に関する体制として、コンプライアンス室を置き、規程を定めている。コンプライアンス室では、法令遵守方針の策定、リスクの軽減に資するため、リスクの検証やリスクの発生を未然に防ぐための効果的な取組み、啓蒙活動等を行っている(資料9-2-①-8)。

研究費の不正使用防止については、「国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程」及び「国立大学法人山梨大学納品検収センター要項」を定め(別添資料9-2-①-VI)、物品の適正な給付完了確認の徹底を図るとともに、研究活動に関する不正防止体制を大学ホームページ上で公表している。また、公的資金の不正使用等防止に向けた管理体制の整備として、「会計関係ハンドブック」等のマニュアルの改訂を行い、学内イントラネット「役員等メッセージ」に「教員等個人宛て寄附金の経理の適正な取扱いについて」と題して掲示を出し、全教職員に周知を図っている(資料9-2-①-9-A~資料9-2-①-9-C)。

科学研究費補助金等の不正防止への取組みとして、「科研費ハンドブック(発行：文部科学省研究振興局・独立行政法人日本学術振興会)」を学内イントラネットに公表するとともに、科研費交付決定者には、直接交付している。さらに、例年9月末に開催している科研費公募要領等学内説明会においては、科研費の適正な執行に関して参加者に説明・周知するとともに、当日参加できなかった教職員にも説明会資料が閲覧できるように学内サーバー(大学運営データベース)に掲載している(資料9-2-①-10-A、資料9-2-①-10-B)。また、監査室による内部監査を毎年実施するなど不正防止を図っている(資料9-2-①-11)。

研究室等学内における薬品の管理については、「国立大学法人山梨大学毒物及び劇物等取扱規程」に基づき、毒物及び劇物、消防法適用危険物及びPRRT 法対象化学物質について適正な管理を行っているとともに、内部監査において保管状況等を確認している(別添資料9-2-①-VII)。

資料9-2-①-1 国立大学法人山梨大学基本規則(抜粋)

<p>○国立大学法人山梨大学基本規則 (役員) 第13条 本法人に、次の役員を置く。 (1) 学長 (2) 理事6人以内 (3) 監事2人 (学外委員) 第18条の2 第20条に定める経営協議会に学外委員を置く。 第2節 役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議 (役員会) 第19条 本法人に、法人法第11条第2項の規定に基づき、役員会を置く。 (経営協議会) 第20条 本法人に、法人法第20条の規定に基づき、経営協議会を置く。 (教育研究評議会) 第21条 本法人に、法人法第21条の規定に基づき、教育研究評議会を置く。 (学長選考会議) 第22条 本法人に、法人法第12条第2項の規定に基づき、学長選考会議を置く。</p>

(出典：国立大学法人山梨大学基本規則)

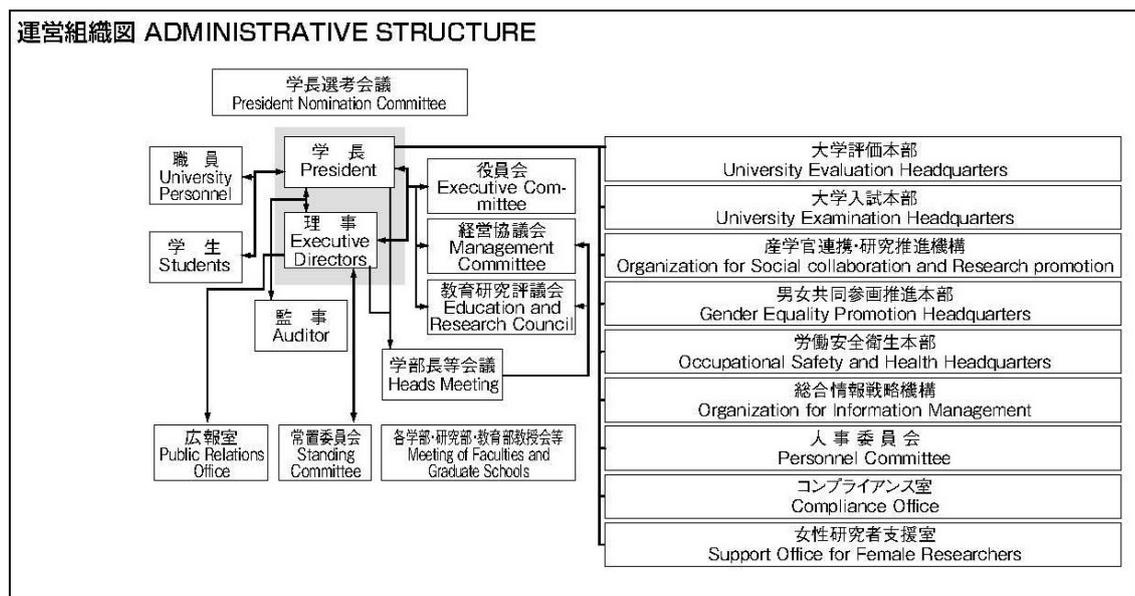
資料9-2-①-2 役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議組織と審議事項

運営組織	組織(構成員、審議事項等、規則)
役員会	<p>(構成員)学長、理事5名 (審議事項) 1. 中期目標についての意見(国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項 2. 国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 3. 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 4. 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 5. その他役員会が定める重要事項 (規程)国立大学法人山梨大学役員会規程</p>
経営協議会	<p>(構成員)学長、理事5名、財務管理部長、学外委員7名 (審議事項) 1. 中期目標についての意見に関する事項のうち、経営に関するもの 2. 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関するもの 3. 学則(経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 4. 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 5. 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 6. その他経営に関する重要事項 (規程)国立大学法人山梨大学経営協議会規程</p>
教育研究評議会	<p>(構成員)学長、理事5名、各学部長4名、附属図書館長、附属病院長、センター会議議長、学部等評議員8名、教学支援部長 (審議事項) 1. 中期目標についての意見に関する事項(経営に関するものを除く。) 2. 中期計画及び年度計画に関する事項(経営に関するものを除く。) 3. 学則(経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 4. 教員人事に関する事項 5. 教育課程の編成に関する方針に係る事項 6. 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 7. 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 8. 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 9. その他教育研究に関する重要事項</p>

	(規程) 国立大学山梨大学教育研究評議会規程
学長選考会議	(構成委員) 経営協議会学外委員 6 名、教育研究評議会委員のうち役員以外のもので選出された 6 名
	(審議事項)
	1. 学長の選考及び解任に関する事項 2. 学長の任期に関する事項 3. その他学長の選考に関する重要事項
	(規程) 国立大学法人山梨大学学長選考会議規程

資料 9-2-①-3 運営組織図

(平成 25 年 5 月 1 日現在)



(出典: 山梨大学 2013 データ版 P7 から引用)

資料 9-2-①-4 事務職員、技術職員配置状況

(平成 25 年 5 月 1 日現在)

部署名	職員	部署名	職員
監査室	2	教学支援部長	1
企画・評価課	5	教務課(学部教務G含)	18
総務部長	1	学務課	10
総務・広報課	7	学生支援課	6
人事課	16	入試課	4
教育人間科学部支援課	10	図書・情報課	13
工学部支援課	6	進路支援室	2
生命環境学部支援課	6	国際交流室	3
燃料電池研究拠点支援室	2	総合情報戦略部	—
産学官連携・研究支援部	—	情報支援室・情報戦略室	8
研究支援課	5	医学部事務部長	1
財務管理部長	1	総務課(技術職員含)	30
財務管理課	6	管理課	20
会計課	18	医事課	17
施設・環境部長	1	病院経営企画室	8
施設企画課	7	医療情報室	5
施設管理課	17	ものづくり教育実践センター	20

※技能・労務職、医療職、非常勤職員、休職、休業者は含まない。

(出典: 人事課提供資料から企画部企画課にて作成)

資料 9-2-①-5-A 大規模災害、事件・事故への対応

<p>○国立大学法人山梨大学防災規程(抜粋)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、暴風、豪雨、洪水、地震、噴火その他の自然災害又は火災等による大規模な災害(以下「災害」という。)において、その被害の拡大を防ぎ、又は災害を未然に防止するため、国立大学法人山梨大学(以下「本学」という。)における防災について必要な事項を定め、本学の園児、児童、生徒、学生、患者及び職員等の安全と施設の機能を確保することを目的とする。</p> <p>(学長の責務)</p> <p>第3条 学長は、防火・防災管理業務のすべてについて責任を持つものとする。</p> <p>2 学長は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ防火・防災業務を適正に遂行できる資格者を、防火・防災管理者として両キャンパ</p>
--

スでそれぞれ1名選任しなければならない。
 3 学長は、両キャンパスの防火・防災管理者に、火災の予防及び大規模な地震等による災害への対応等を記した消防計画並びにこれに基づく災害対策マニュアルの作成を命じなければならない。
 (防災対策及び災害発生時の対応)
 第4条 平常時の防災対策及び災害発生時の対応については、キャンパスごとに作成する消防計画及び災害対策マニュアルに基づき実施するものとする。

(出典:国立大学法人山梨大学防災規程)

資料9-2-①-5-B 山梨大学災害対策本部と大規模災害連絡体制
 (甲府キャンパス)

I 総則

1 目的
このマニュアルは、山梨大学甲府キャンパス（以下「甲府キャンパス」という。）における防災に必要な事項を定め、地震等の大規模災害において、その被害の拡大を防ぎ、又は災害を未然に防止し、学生及び職員等の安全と施設の機能を確保することを目的とする。

2 適用
このマニュアルは、甲府市並びに近隣地区で発生した、又は発生が予想される次の災害・事故について適用する。
 ① 大規模な地震災害及び東海地震注意情報又は警戒宣言発令時
 ② 大規模な火災及び風水害
 ③ 爆発、化学物質などによる事故、破壊行為
 ④ その他の大規模災害

II 災害対策本部

1 学長は、大規模な災害が発生し、又は東海地震警戒宣言が発令されたときは、直ちに甲府キャンパス災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、災害対策本部長として山梨大学における防災について統括する。

2 医学部キャンパス、附属学校を含む広範囲にわたる災害の場合は、甲府キャンパス災害対策本部をもって「山梨大学災害対策本部」とする。

3 学長は、医学部キャンパス又は附属学校において大規模な災害が発生した場合は、直ちに災害対策本部を設置し、災害対策本部長としてその防災について統括する。

4 災害対策本部は、次に掲げる者で構成する。
 (1) 学長
 (2) 各理事
 (3) 各学部長（医学部長を除く。）
 (4) 附属図書館長
 (5) センター長会議議長
 (6) 総務部長、産学官連携・研究推進部長、財務管理部長、施設・環境部長、教学支援部長及び総合情報戦略部長
 (7) 甲府キャンパス防火・防災管理者
 (8) 甲府キャンパス統括管理者
 (9) その他災害対策本部長が必要と認めた者

5 災害対策本部長に事故あるときは、災害対策本部長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

6 災害対策本部長又は災害対策本部長があらかじめ指名した者が不在の場合は、到着するまでの間、現場にいる職員の中から災害対策本部長の代理者を決定し、その職務を代行する。

7 学長は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防組織を設置する。

V 大規模地震発生時の対応

1 連絡経路（勤務時間内）

2 連絡経路（勤務時間外）

(出典:甲府キャンパス災害対策マニュアル)

(医学部キャンパス)

【2】山梨大学医学部キャンパス『災害対策マニュアル』概要

1. 総則

(1) 目的

このマニュアルは、国立大学法人山梨大学防災規程第3条第3項に基づき、山梨大学医学部キャンパス（以下「医学部キャンパス」という。）における災害・防火対策に必要な事項を定め、地震等の大規模災害において患者、学生及び職員等の安全と施設・医療設備の機能を確保するとともに、**基幹災害支援病院**として医療行為の適切な遂行を図ることを目的とする。

(2) 適用

このマニュアルは、中央市並びに近隣地区で発生した、又は発生が予想される次の災害・事故を想定の上で作成し、その適用は医学部長が決定する。

- ① 中央市の観測地点で震度6弱以上の地震災害及び東海地震における警戒宣言発令時
- ② 広域にわたる大火災
- ③ 大規模な風水害
- ④ 爆発、化学物質などによる事故、破壊行為
- ⑤ 大規模な交通機関（自動車、列車等）の事故
- ⑥ その他大規模災害

(3) 災害医療体制

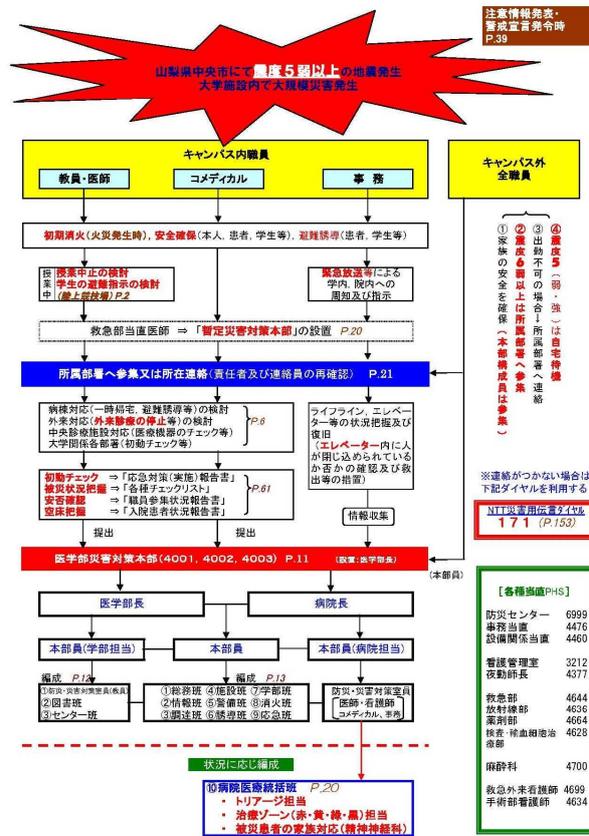
災害医療体制は、医学部長が「災害対策本部」の設置を宣言した時に実施を始める。その宣言は全館放送又は緊急災害対策会議の召集をもって行われ、以後全ての診療部門は、災害対策本部の指揮下に置かれる。ここでいう災害医療体制とは、災害発生直後の災害救急医療と、災害時の一般外来、入院医療を含める。

2. 災害対策本部

(1) 設置

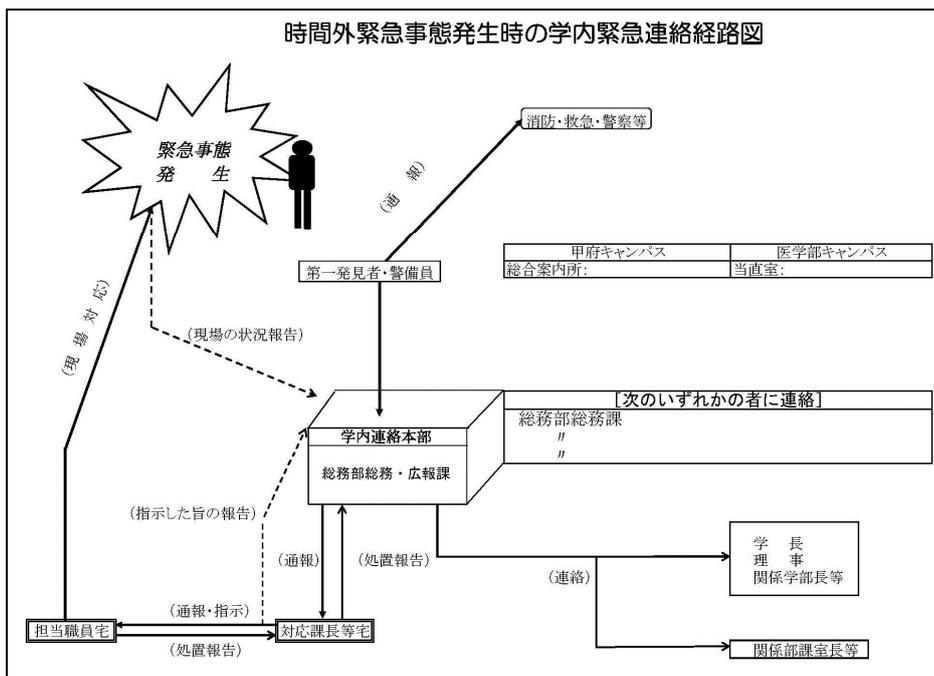
- ① 中央市の観測地点で震度5弱以上の地震が発生したとき、又は医学部長が緊急を要すると認めるときに、**医学部災害対策本部**（以下「対策本部」という。）を設置し、医学部長が本部長として医学部キャンパスにおける災害対策業務を指揮・統括する。(P.12,14)
- ② 災害対策本部に、学部統括として医学部長（兼務）を、病院統括として病院長をそれぞれ充てる。なお、**病院においては、医療機関としての特殊性から、災害医療体制下の一切の指揮命令は病院長が行い、**統括して医学部長に報告する。(P.12)
- ③ 災害が時間外に発生した場合など医学部長等が不在の場合は、医学部長等が任務につくまでの間、現場にいる職員のなかで代行者を決定し、その者が指揮をとる。(P.13)
- ④ 対策本部に「災害対策班」を置く。(P.13)

【1】大規模災害発生時対応フローチャート



(出典:医学部キャンパス災害対策マニュアル)

資料9-2-①-5-C 時間外緊急事態発生時の学内緊急連絡経路図



(出典:時間外緊急事態発生時の学内緊急連絡の手引き)

資料 9-2-①-6 学生生活の安全に関する情報提供(抜粋)

II 学生生活の安全	
<p>◎ 学生生活の安全に関するマニュアル(「学生のための危機管理マニュアル」)が、本学ホームページ(在学生の方へ→学生生活案内→学生生活基礎知識→学生危機管理マニュアル)に掲載してありますので必ず御覧ください。</p>	
<p>1. 交通事故の防止</p> <p>近年、自転車・バイク等による交通事故が多発しています。あなたが交通事故に遭遇した場合、連絡を受けた家族は、大きな不安を抱えて連絡であろうと夜間であろうと病院へ駆けつけてきます。また、あなたの交通違反や不注意が自身や家族の将来に重大な影響を与えてしまうことがあることを忘れずに生活してください。</p> <p>自転車・バイク等に乗る際は、事前に任意保険に加入し、細心の注意を払い「ゆとりある運転」や「ゆずりあい」の気持ちを持ち、より安全に運転するよう心がけてください。</p> <p>なお、万一事故に遭遇した場合は、救急車を呼ぶ・警察に通報する・大学へ報告する・保険会社に連絡するなどの措置をとってください。</p>	<p>2. 犯罪などからの防衛</p> <p>学生が事件やトラブルの当事者(被害者)になるケースは年々増加しています。盗難等の被害にあった場合は、警察へ通報するとともに速やかに大学へ連絡してください。また、被害は、心身に関する被害であったり、金銭に関する被害であったりと様々ですが、次のようなケースに遭遇したときは、まず学生支援課の「学生相談窓口」に相談してください。警察など関連機関と連携のうえ、解決を図ることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ストーカー行為をうけている・何らかの理由で脅迫されている場合 ○反社会的カルト宗教団体等からの勧誘等で苦慮している場合 ○詐欺商法などによる被害や携帯電話での不当請求などがあった場合
<p>学生に事故・病気などによる緊急事態が発生した場合、大学では家族への連絡を行います。</p> <p>家族の住所や電話番号に変更が生じた場合は、速やかに教学支援部教務課又は医学部学務課に届出し、万一の際に家族への連絡が取れない事態が発生しないよう留意してください。</p>	<p>その他、学生の直面する様々な問題については、学生相談の組織が用意されていますので、まず相談してください。</p>

(出典:2013 山梨大学学生生活案内 P56~P58)

資料 9-2-①-7 学生のための危機管理マニュアルの HP への掲載

(URL: http://www.yamanashi.ac.jp/modules/campuslife_support/index.php?content_id=92)

資料 9-2-①-8 国立大学法人コンプライアンス室規程(抜粋)

○国立大学法人コンプライアンス室規程

(目的)

第2条 コンプライアンス室は、国立大学法人山梨大学(以下「本学」という。)における次の各号に掲げる事項のコンプライアンスについて、方針の策定および体制を整備し、もって本学のリスクの軽減に資することを目的とする。

- (1) 教育に関すること。
- (2) 研究に関すること。
- (3) 社会貢献に関すること。
- (4) 産学官連携に関すること。
- (5) 財務に関すること。
- (6) 環境活動に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 コンプライアンス室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 常勤理事
- (3) 教育人間科学部長
- (4) 生命環境学部長
- (5) 医学工学総合研究部長
- (6) 医学工学総合教育部長
- (7) 附属図書館長
- (8) 医学部附属病院長
- (9) センター長会議議長
- (10) 事務系各部長
- (11) その他、室長が指名する者若干人

2 コンプライアンス室に室長を置き、前項第1号の者をもって充てる。

3 室長は、コンプライアンス室の業務を総括する。

(専門委員会)

第4条 コンプライアンス室に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、室長が別に定める。

(出典:国立大学法人コンプライアンス室規程)

資料9-2-①-9-A 研究活動に関する不正防止体制についての大学ホームページでの公表状況



受験生の方へ | 地域の方へ | 企業・研究者の方へ

ホーム | 大学概要 | 学部・大学院・附属施設 | 入試情報 | 社会貢献

ホーム > 大学概要 > 情報公開・個人情報保護等 > 情報公開 > 研究活動に関する不正防止体制について

研究活動に関する不正防止体制について

山梨大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準[文科科学省,平成19年2月15日付,18文科科第829号通知]）」を受け、本学における公的研究費の適正な管理・運営のガイドライン制定について、不正防止に関する体制検討専門委員会を設置し検討を行ってまいりました。

このたび、「国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程」等を制定して公的資金に関する管理体制を整備するとともに、不正行為の通報窓口及び公的資金相談窓口を以下のとおり設置しましたのでお知らせします。

不正行為の通報窓口		
	甲府キャンパス	医学部キャンパス
受付窓口	総務部総務・広報課	医学部総務課
住所	山梨県甲府市栗田4-4-37	山梨県中央市下河原1110
電話	055-220-8004	055-273-6724
FAX	055-220-8799	055-273-7108

申込書様式 [申込書\(pdf\)](#)

公的資金相談窓口

科学研究費補助金・外部資金について		
	甲府キャンパス	医学部キャンパス
受付窓口	庶務管理課・研究推進部研究支援課	医学部総務課
住所	山梨県甲府市栗田4-4-37	山梨県中央市下河原1110
電話	055-220-8007	055-273-6724
FAX	055-220-8757	055-273-7108

その他公的資金について		
	甲府キャンパス	医学部キャンパス
受付窓口	財務管理課財務管理課	医学部管理課
住所	山梨県甲府市栗田4-4-37	山梨県中央市下河原1110
電話	055-220-8385	055-273-1111(代)
FAX	055-220-8774	055-273-6750

※各受付窓口についての留意事項
 * 医学部・附属病院に関しては、「医学部キャンパス窓口」その他に関しては、「甲府キャンパス窓口」へご連絡ください。
 * 電話による受付時間は、平日8:30～17:15になります。

規程等

- * 国立大学法人山梨大学コンプライアンス章程 (PDF)
- * 国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程 (PDF)
- * 国立大学法人山梨大学公的資金相談窓口運営要項 (PDF)
- * 国立大学法人山梨大学納税検収センター要項 (PDF)
- * 国立大学法人山梨大学における物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要項 (PDF)
- * 国立大学法人山梨大学における不正行為の通報窓口に関する要項 (PDF)
- * 国立大学法人山梨大学における公正研究責任者及び公正研究委員会に関する要項 (PDF)
- * 国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為に対する措置に関する要項

参考

- * 研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて (文科省)
- * 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について (文科省)

(URL: http://www.yamanashi.ac.jp/modules/ymsprofile/index.php?content_id=48)

資料9-2-①-9-B 会計関係ハンドブック(抜粋)

会計関係ハンドブック



平成26年3月



国立大学法人 山梨大学

目次

- 経理責任者 1
- 予算関係
 - 1 使用状況の閲覧方法 2
 - 2 予算使用にあたっての注意 4
 - 3 予算の移動や使用目的の変更 6
 - 4 予算の繰越 7
- 教員等が発注できる範囲 9
- 物品等の購入方法
 - 1 発注額が50万円未満の場合 10
 - 2 発注額が50万円以上の場合 11
 - 3 図書購入の場合 12
 - 4 物品の修理等及び建物・設備等の修理の場合 13
 - 5 立替払いによる購入方法 14
 - 6 法人カードで物品等を購入する場合 16
 - 7 物品等を購入する際の留意事項 18
- 出張する場合
 - 1 出張前の手続き 19
 - 2 出張後の手続き 21
 - 3 外国出張する場合 22
 - 4 公用車を利用する出張 22
 - 5 学会参加費を立替払い請求する場合の旅費との調整 22
- 謝金業務を依頼する場合 24
- 研究費補助金の入金前使用に係る資金立替 28
- 外部から資金を受け入れる場合、寄附金を受け入れる場合 29
- 受託研究を行う場合 32
- 共同研究を行う場合 34
- 科学研究費助成事業の使用ルール 36
- 会計ルールに違反した場合 39
- 備品・薬物等の使用・管理 42
- 土地・建物を一時的に使用する場合 45
- 学内宿泊施設の利用方法
 - 甲斐路荘（甲府キャンパス） 46
 - 鴻臚館（医学部キャンパス） 48
- 公用車の利用方法 50
- 国立大学法人総合損害保険 52
- 相談窓口 53

(出典: 第3版会計関係ハンドブック)

資料 9-2-①-10-B 科学研究費助成事業公募要領等学内説明会資料の掲載に関する学内掲示

タイトル:【全学共通向け】平成25年度科学研究費助成事業公募要領等説明会資料の掲載について

キーワード: 公募・科学研究費 日時: 2012/09/18 19:28 投稿者: [不明]

E-MAIL: kkanemaru@yamanashi.ac.jp

教員各位
科学研究費担当事務各位

文部科学省及び日本学術振興会により開催された「平成25年度科学研究費助成事業公募要領等説明会」の資料を大学運営データベースに掲載いたしましたので、ご活用ください。

ホーム>共有フォルダ>共有用フォルダ>事務>産学官連携・研究推進部>科学研究費助成事業

YINS-DOCS
大学運営データベース

ホーム>共有フォルダ>共有用フォルダ>事務>産学官連携・研究推進部>科学研究費助成事業>学内説明会資料

ファイル名 | ファイル名 | ファイル名 | コピー | 移動 | 削除 | ファイル名 | フォルダ | ファイル名 | URL送信

現在のフォルダ:【学内説明会資料】	登録日時	登録者	サイズ	説明
タイトル				
上のフォルダへ移動				
資料1	12/09/26 15:16:32		2Mb	理事説明資料
資料2	12/09/26 14:49:13		11Mb	産学官連携・研究推進部課長説明資料
資料3	12/09/26 14:49:13		2Mb	会計課長説明資料
資料4	12/09/26 14:52:51		16Mb	学外説明会資料一部抜粋
事務担当者向け説明資料1	12/09/26 14:52:22		3Mb	
事務担当者向け説明資料2	12/09/26 14:52:22		6Mb	

(出典:学内イントラネット掲示板及び大学運営データベースから引用)

資料 9-2-①-11 直近3年間の競争的資金(科学研究費補助金等)の内部監査の実施状況

年度	実地監査期間	監査内容
23	平成 23 年 10 月 24 日 ～11 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> 研究課題との関連性の確認 執行状況及び収支簿の確認 納品(検収)の確認 購入物品の管理状況及び稼働状況の確認 図書(の寄附)手続の確認 契約方法について
24	平成 24 年 10 月 22 日 ～11 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> 出張について 雇用について ルール等の理解度について 証拠書類(請求書・納品書等)の確認 不正の発生リスクについて 劇物・毒物の保管状況の確認
25	平成 25 年 11 月 6 日 ～11 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> 出張について 雇用について ルール等の理解度について 証拠書類(請求書・納品書等)の確認 不正の発生リスクについて 発注業者の選択等について 立替払いについて

(出典:監査室提供資料から企画部企画課にて作成)

- 別添資料 9-2-①-I 事務の組織に関する規程等(抜粋)
- 別添資料 9-2-①-II 事務組織図
- 別添資料 9-2-①-III 学生のための危機管理マニュアル
- 別添資料 9-2-①-IV 学生生活に関する危機管理マニュアル
- 別添資料 9-2-①-V 学生相談対応事例集
- 別添資料 9-2-①-VI 研究に係る不正行為の防止に関する規程、納品検収センター要項(抜粋)
- 別添資料 9-2-①-VII 毒物及び劇物等取扱規程、毒物及び劇物等管理専門委員会要項(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

管理運営組織として、国立大学法人法に基づく役員会、経営協議会、教育研究評議会が置かれ、適切に機能している。事務組織については、監査室を除いて、各担当理事の下に配置され、業務を遂行するのに適切な人員配

置となっている。

危機管理については、山梨大学防災規程を定め、これに基づきそれぞれのキャンパスで災害対策マニュアルを整備するとともに、コンプライアンス室を置き、国立大学法人山梨大学コンプライアンス室規程を定め、啓蒙活動等を行うなど、大学全体として法令順守に取り組む体制となっている。

また、研究費不正使用、毒物及び劇物などの薬品管理、学生生活における危機管理等への体制を整備し取り組んでいる。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っており、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

観点9-2-②：大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

本学では、教職員からの意見やニーズの把握の機会として、役員等が各学部教授会に出向いての意見交換のほか、大学教育委員会、各学部等の教授会や各種委員会の審議過程において、教職員のニーズを把握している。また、学生からの意見やニーズの把握は、学生による授業アンケート、学生生活実態調査、副学長への要望ボックス、学部長との懇談会等において行われ、またクラス担任制、オフィスアワー、学生相談窓口等においては、日常的に行われている。

これらにより把握した意見やニーズは、構内バリアフリー化、構内防犯対策、学生の要望を取り入れた蔵書の整備や図書館の時間外利用、講義室等の修学環境整備、女子学生寮の新設と男子学生寮の全面改修、課外活動施設の改修等に反映させている。

学外関係者からの意見聴取の機会として経営協議会では、本学の財務運営、研究戦略等に関して学外委員との意見交換を行っている。平成24年度、平成25年度に経営協議会の学外委員を通じて得られた「グローバル化の検討」に関する意見は、「山梨大学におけるグローバル化に関する方針」、「山梨大学におけるグローバル化に関する方針に基づく行動計画」に反映させている(資料9-2-②-1、資料9-2-②-2)。このほか、大学教育委員会内の外部委員や有識者会議においての意見、さらに就職先等へのアンケートなどによる意見聴取を行い、適切に管理運営に反映させている。

資料9-2-②-1 経営協議会での学部委員からの意見と本学の対応状況

学外委員からの意見に対する対応状況	
<input type="checkbox"/>	平成22年度 経営協議会学外委員からの意見に対する対応状況
<input type="checkbox"/>	平成23年度 経営協議会学外委員からの意見に対する対応状況
<input type="checkbox"/>	平成24年度 経営協議会学外委員からの意見に対する対応状況
<input type="checkbox"/>	平成25年度 経営協議会学外委員からの意見に対する対応状況

大学ホームページ掲載 URL: http://www.yamanashi.ac.jp/modules/ynsprofile/index.php?cat_id=49

資料 9-2-②-2 「山梨大学におけるグローバル化に関する方針」に基づく行動計画

「山梨大学におけるグローバル化に関する方針」に基づく行動計画		
<p>方針 1. 国際社会で活躍する人材の育成 文化、言語、価値観の多様性を尊重し、倫理性、自律性を身につけた人材を育成する。また、国際通用性をもつ専門知識の修得や体験が出来る教育により国際社会で活躍する人材を育成する。</p> <p>(行動計画)</p> <ol style="list-style-type: none"> 国際性を高める教養教育の拡大 <ol style="list-style-type: none"> 多文化・多様性の理解に関する科目の充実 日本の歴史・文化に関する科目の充実 英語による講義の拡大（日本文化に関する授業を含む。） 英語教科書・資料（テキスト）を活用した授業の実施 英語を中心とする語学力の向上 <ol style="list-style-type: none"> 英語の習熟度別クラスの効果的運用 e-ラーニングを活用した主体的に学ぶ環境の整備 イングリッシュ・カフェの整備など英語に触れる機会の拡大 外国人教員の採用の推進 国際通用性をもつ専門教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> 単位互換、海外インターンシップの活用 	<p>方針 3. 研究の国際的展開と成果の還元 世界が直面している諸課題の解決に向け、学術的に高い水準の研究を国際的に推進する。そこから生み出された成果を広く発信、展開することにより、国際学界へ貢献し、国際社会に成果を還元する。</p> <p>(行動計画)</p> <ol style="list-style-type: none"> 学術的に高い水準の研究の推進 国際共同研究の推進 研究成果の発信（受け手の視点に立った情報提供） <ol style="list-style-type: none"> インパクトファクターの高い国際的論文誌への掲載 留学希望者の開拓につながる海外への英語による発信 高校生、一般人に対する広報の充実 研究支援 <ol style="list-style-type: none"> 研究スペースの流動的活用（必要な研究者に必要な期間スペースを提供） URA(university research administrator)の配置と活用 サブディカル制度の活用 	<p>方針 5. 海外へ留学する学生に対する支援 広い視野と考え方をもって、国際社会で活躍する人材を育成するため、海外の交流協定校をはじめとする海外の大学や研究機関等に留学する学生を積極的に支援する。</p> <p>(行動計画)</p> <ol style="list-style-type: none"> 本学学生の海外留学の機会の拡大 <ol style="list-style-type: none"> 海外留学支援のための基金の創設 海外交流協定校との学生交流の推進（単位互換等を含む。） 海外留学のための語学力向上 国際理解教育の推進（専門教育を含む。）
<p>方針 2. 海外の大学および研究機関との交流 戦略的に海外の大学や研究機関等と協定し、人的交流、情報交換、共同研究を拡大充実させ、本学の教育研究の進展を図る。</p> <p>(行動計画)</p> <ol style="list-style-type: none"> 戦略的に海外の大学や研究機関等と協定締結 <ul style="list-style-type: none"> 個人的な交流から組織的な交流への取組み推進 協定を結んだ大学・研究機関との人的交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> 教職員相互の交流、職員研修の実施 海外交流協定校との情報交換・情報共有の拡大 	<p>方針 4. 海外からの留学生の受入れ 入学から卒業、修了後の進路に至るまでのキャリアパスを明示し、アジアをはじめとする韓国から優秀な留学生を継続的に獲得し、国際水準の教育研究による人材育成を行う。また、海外の交流協定校からの交換留学生を積極的に受け入れていく。</p> <p>(行動計画)</p> <ol style="list-style-type: none"> 優秀な留学生の獲得 <ol style="list-style-type: none"> 留学生受入れ環境の整備 留学生受入れ方法の改善 海外交流協定校からの交換留学生の受け入れ <ol style="list-style-type: none"> 海外交流協定校との関係強化 海外交流協定校との交流プログラムの開発・改善（単位互換等を含む。） 留学生を受け入れる国際交流会館など住環境の整備 	<p>方針 6. 修学環境のグローバル化 海外から多くの人材が集い、文化や言語、宗教の違いをこえて交流や協働ができ、国際的な体験ができるキャンパス、並びに地域社会の実現を目指す。</p> <p>(行動計画)</p> <ol style="list-style-type: none"> 学習環境の整備 <ol style="list-style-type: none"> 学生自習室の整備 図書館機能の拡大・充実 国際交流スペースの環境整備 留学生の積極的受け入れによるグローバル化環境の整備 多様な食文化に対応する食環境の整備 クォーター制の導入と活用 事務体制のグローバル化 国際的な体験ができる地域社会の構築

(山梨大学におけるグローバル化に関する方針：http://www.yamanashi.ac.jp/modules/profile_top/)

(出典：「山梨大学におけるグローバル化に関する方針」に基づく行動計画)

【分析結果とその根拠理由】

大学の構成員、その他学外関係者からの管理運営に関する意見やニーズ把握のための取組みとして、役員と各学部教授会での意見交換、オフィスアワー、要望ボックス、学生相談窓口、学生と学部長との懇談会、経営協議会内での学外関係者からの意見聴取等実施している。これらの意見やニーズは、大学の管理運営の改善へとつなげている。

以上のことから、本学の構成員(教職員及び学生)、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

観点 9-2-③： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

本学は、監事 2 名(監事 1 名は非常勤)を置き、国立大学法人山梨大学監事監査規程に基づき、毎年度監査計画を定め、学長に提出している(資料 9-2-③-1)。監事による監査は、部局関係者との意見交換や現地視察、役員会を含む重要な会議への出席、重要な回付書類の閲覧等を通じて、法人の経営及び業務運営の状況、中期計画・年度計画の進捗状況などの業務監査のほか、予算の執行状況、資産の取得・管理状況、月次残高試算表による残高推移、会計監査人の監査報告を受けての財務諸表や決算報告書の確認などの会計監査を実施している。監事は、監査の結果に基づいて、毎年監査結果報告書を学長に提出している(資料 9-2-③-2、資料 9-2-③-3)。提出の際には、大学の管理運営に関する業務及び会計処理に関して、必要に応じて適切な指導と助言を得ており、学長は、監査結果報告書とともに役員会において各理事に報告し、大学運営に反映させている。

これまで監事から内部統制・コンプライアンス・リスク管理、組織・業務の効率化、人材の育成などについての指導・助言を受け、事務組織の一元化、防災マニュアルの見直し、自家発電設備の増設などを実施している(資料 9-2-③-4)。

資料 9-2-③-1 監査計画(抜粋)

<p>平成 25 年 6 月 28 日</p> <p>国立大学法人山梨大学 学長 前田 秀一郎 殿</p> <p>国立大学法人山梨大学 監 査</p> <p>平成 25 年度監査計画について</p> <p>国立大学法人山梨大学監事監査規程第 9 条に基づき、平成 25 年度監査計画を提出いたします。</p>	<p>平成 25 年度監査計画</p> <p>平成 25 年 6 月 28 日</p> <p>国立大学法人山梨大学 監 事</p>	<p>平成 25 年度監査計画</p> <p>1. 監査の基本方針</p> <p>(1) 本学の業務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期す。 (2) 中(長)期目標、中(長)期計画および年度計画の積極的展開と、P-D-C-A の進捗状況を検査する。 (3) 国立大学法人は社会の負託が極めて高いことを認識し、高い倫理観と強い使命感を以って、本学を運営することに資するべく監査する。</p> <p>2. 監査の実施事項及び重点実施事項</p> <p>監査の実施事項および重点実施事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 監査の実施事項は、国立大学法人山梨大学監事監査実施基準第 3 条による次の項目とする。</p> <p>① 関係法令、業務方法書、規程等の整備状況及び実施状況に関する事項 ② 中期計画及び年度計画の実進状況に関する事項 ③ 組織運営及び人事管理に関する事項 ④ 決算報告書及び財務諸表に関する事項 ⑤ 予算の執行及び資金運用の状況に関する事項 ⑥ 収入及び支出の状況に関する事項 ⑦ 資産の取得、管理及び処分に関する事項 ⑧ 債権管理の状況に関する事項 ⑨ 業務運営における効率性の確保に関する事項 ⑩ その他業務及び会計に関する事項</p> <p>(2) 重点実施事項は、大学に対する社会の負託及び大学のミッションを認識し、機能強化、実力向上、効率的運営等環境の激変等に鑑み、次の項目とする。</p> <p>① 継続中のビッグイノベーションのフォロー 新学部の展開、教育人間科学部及び工学部の改組、附属病院の再整備、リーディング大学院等プロジェクト、その他ビッグプロジェクトの進捗と連続性の検証 ② 大学を取り巻く環境の変化 ③ 大学の機能強化、グローバル人材の育成、国際化について ④ 教学体制と就職支援体制について ⑤ ふたつの IR (Institutional Research & Investor Relation) について ⑥ 産、学、官体制の整備状況の検証について ⑦ コンプライアンス、内部統制、メンタルヘルスについて ⑧ 昨年度重点実施項目のフォロー</p>
--	---	---

(出典:平成 25 年度監査計画)

資料 9-2-③-2 監査結果報告書(抜粋)

<p>平成 26 年 3 月 25 日</p> <p>国立大学法人山梨大学 学長 前田 秀一郎 殿</p> <p>国立大学法人山梨大学 監 査 部</p> <p>平成 25 年度監査結果報告について</p> <p>私たち監事は平成 25 年度監査計画に基づき、業務の監査を実施いたしましたので、監事監査規程第 10 条に基づき監査結果報告書を提出いたします。</p>	<p>平成 25 年度監査結果報告書</p> <p>平成 26 年 3 月 25 日</p> <p>国立大学法人山梨大学 監 事</p>	<p>平成 25 年度監査結果報告書</p> <p>1. 監査の概要</p> <p>私たち監事は、「平成 25 年度監査計画」に則り下記のとおり監査を実施しましたので、その結果を報告いたします。</p> <p>なお、常勤監事が 3 月末に退任予定のため、本報告書は 3 月 14 日まで実施した監査結果について作成しています。</p> <p>(1) 監査の方針</p> <p>① 本学の業務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期する。 ② 中期目標、中期計画および年度計画の P-D-C-A について進捗状況を検査する。 ③ 国立大学法人は社会の付託が極めて高いことを認識し、高い倫理観と強い使命感を以って、本学を運営することに資する。</p> <p>(2) 監査の実施事項及び重点実施事項</p> <p>監査の実施事項は、国立大学法人山梨大学監事監査実施基準第 3 条に定める事項とした。</p> <p>重点実施事項につきましては、大学に対する社会の負託及びミッションを認識し、大学の機能強化、実力向上、効率的運営等大学を取り巻く環境の激変等に鑑み、下記の項目を平成 25 年度の監査重点事項とした。</p> <p>① 継続中のビッグイノベーションのフォロー *新学部の展開、教育人間科学部及び工学部の改組、附属病院の再整備、リーディング大学院等プロジェクト、その他ビッグプロジェクトの進捗と連続性の検証 ② 大学を取り巻く環境の変化 ③ 大学の機能強化、グローバル人材の育成、国際化について ④ 教学体制と就職支援体制について ⑤ ふたつの IR (Institutional Research & Investor Relation) について ⑥ 産、学、官体制の整備状況の検証について ⑦ コンプライアンス、内部統制、メンタルヘルスについて</p> <p>(3) 監査実施者 監事(常勤) 木村 富可雄</p>
---	--	---

(出典:平成 25 年度監査結果報告書)

資料 9-2-③-3 平成 25 年度における監事監査等の実施状況

1. 法人の経営に関する監査	
役員会等の重要な会議に出席し、役員業務執行、学長の意思決定について監査した。	
役員会	第 131 回(25. 4. 24 開催)～第 142 回(26. 3. 28 開催)までの 12 回中 11 回出席
経営協議会	第 52 回(25. 6. 26 開催)～第 57 回(26. 3. 28 開催)までの 6 回中 5 回出席(書面会議 1 回)
教育研究評議会	第 110 回(25. 4. 19 開催)～第 121 回(26. 3. 27 開催)まで 12 回出席
学長選考会議	第 42 回(25. 6. 26 開催)～第 45 回(26. 3. 28 開催)まで 4 回出席
2. 業務運営に関する監査	
平成 25 年 9 月 1 日～10 月 24 日の期間にヒアリングを主とした監査を 28 部署について監査を実施した。	
(主な監査事項)	
・法令、業務方法書、規程等の整備及び実施状況について	
・中期計画及び年度計画の進捗状況について	

<ul style="list-style-type: none"> ・組織運営及び人事管理の状況について ・コンプライアンス、内部統制、メンタルヘルスについて ・研究活動の不正防止及び公的資金の運用について ほか
<p>3. 協働監査</p> <p>①業務及び会計の処理に関する内部監査(書面、ヒアリング、実査) 平成26年2月13日～3月31日の期間に監査室と協働監査を実施。 (主な監査事項) 重点を置いて実施した業務とその内容及び成果、業務合理化・効率化のための見直しを行った業務、人事管理について、入学志願者確保対策、役務契約について等に関するヒアリングを実施。</p> <p>②競争的資金(科学研究費補助金等)に関する内部監査 平成25年11月6日～11月22日の期間に監査室と協働監査を実施。 (主な監査内容) 誤謬、不正、使途、研究課題との関連性、執行状況等に関する監査を実施。</p> <p>③情報セキュリティ及び個人情報保護監査 平成25年12月～平成26年3月の期間に総合情報戦略部及び監査室と協働監査を実施。 (主な監査内容) 調査申請システムで、情報セキュリティに係るセルフチェックを行い、各部署の状況分析を実施。</p>
<p>4. 会計監査</p> <p>(1)月次残高試算表による残高推移チェック(4月末期分より毎月期末分)</p> <p>(2)会計監査人との討議及び監査人からの報告 四者会議事前打合せ1回 四者会議2回</p>

(出典:平成25年度監査結果報告書から抜粋)

資料9-2-③-4 平成22年度～24年度における監事から指導・助言を受け改善に向けた主な取組事例

事 項	指導・助言	主な取組
情報セキュリティについて	簡単なミスでも影響が極めて大きい個人情報の漏洩問題は不祥事件として、マスコミでしばしば取り上げられており、一段の啓発活動を進める必要がある。	情報セキュリティに対する認識をさらに高め、情報の適正な管理方法に関する情報セキュリティ研修会を平成23年2月に教職員及び学生を対象として実施し、大学における情報セキュリティ及び個人情報保護の啓発を図った。
サークル活動の支援について	サークル活動は外部との交流の貴重な窓口であり、充実した学生生活のために、サークル活動に対し、支援が必要である。	外活動施設E棟の建替え、課外活動施設C棟、武道場及び小体育館の改修を行い、環境の整備を行った。
リスク管理について	リスク管理については、総合的かつ系統的な管理体制が必要であり、情報伝達の徹底、不祥事等の再発防止のため、職員の再認識が必要である。	リスクの認識と施策については、各部署において発生が予想されるリスク管理の整理、啓発が行われた。
防災について	東日本大震災が発生し、本学では建物には直接被害はなかったが、入学試験の一部組み換え、停電の影響があったことから、非常用発電装置の充実及び防災対策について見直しを検討する必要がある。医学部キャンパスと甲府キャンパスでの防災訓練の内容に隔たりがあるように見受けられる。	非常用発電装置の増設が行われ、甲府キャンパスにおいては、安否確認に重点を置いた防災訓練が行われた。
事務組織の効率化について	所掌事務が明解でない組織があること及び組織により時間外勤務のばらつきが見られることから、より効率的な組織の運営や職員の意識向上を図るため、事務組織の見直しを検討する必要がある。	各部署で組織の検討が行われている。平成24年9月に甲府キャンパスにおける会計組織の一元化が図られた。

(出典:法人評価提出資料(平成22～24事業年度における「共通の観点」に係る取組状況に関する資料)から企画部企画課にて作成)

【分析結果とその根拠理由】

監事は、事業年度初めに作成した監査計画書に基づき、部局関係者との意見交換や現地視察、主要会議への出席、重要な回付書類の閲覧等を通じて、法人経営に関する監査、業務監査及び会計監査を行っている。

監査した結果は、監査結果報告書にまとめられ、学長へ提出するとともに、役員会において、学長から各理事に報告され、大学運営に反映させている。

以上のことから、監事監査が適切に実施されており、その結果が、本学の管理運営に有効に反映されており、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

観点 9-2-④： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、大学運営・管理の中心となる役員については、担当業務における社会の動向、大学運営に有益な情報を得させるため、関係機関が開催するシンポジウム、セミナーに参加させ、大学管理運営等に反映させている(資料 9-2-④-1)。事務系職員については、第 2 期中期計画において、職員にその資質を開発させるため、他機関での研修機会を設け計画的な人材養成を行うこととし、年度計画に基づき、職員の能力開発を推進するため研修を充実させるとしている。学内研修として初任者研修をはじめとした職階層別研修のほか、放送大学受講研修、語学研修、学外で行われる各種研修会等に参加させ、資質向上に努めている。(資料 9-2-④-2～資料 9-2-④-4)

平成 24 年度からは、課長登用試験制度を導入し(別添資料 9-2-④-1)、幹部登用の適材適所への配置を図るとともに、職員のモチベーションの向上に努めている。

また、国立大学法人山梨大学職員就業規則に基づき、平成 18 年度から教員以外の職員の人事評価を実施しており、平成 22 年度からは、評価結果のフィードバックを制度化するなど実効性の高い人事評価制度への改善を行い、人事面に反映させている(資料 9-2-④-5)。

資料 9-2-④-1 役員セミナー、シンポジウムへの参加状況(平成 25 年度)

開催時期	参加セミナー・シンポジウム
学長	6月 大学マネジメント研究会「第 1 回大学政策フォーラム」 8月 平成 25 年度国立大学法人トップセミナー 10月 平成 25 年度大学マネジメントセミナー(研究編) 11月 平成 25 年度大学マネジメントセミナー(教育編) 11月 第 1 2 回大学改革シンポジウム「国立大学のガバナンス改革」 11月 文部科学事務次官講演「教育を語る会」 3月 天城セミナー「事例に学ぶ大学改革」 3月 大学マネジメント研究会記念講演会
理事(企画・評価・「国際・大学知財本部」)	6月 学術シンポジウム「グローバル日本の研究力強化と競争時代の研究大学のありかた」 9月 平成 25 年度大学マネジメントセミナー(企画戦略編) 10月 UCIIP 主催インド知財セミナー～成長を続けるインドの知財動向とイノベーション～ 11月 UCIIP 主催米国特許セミナー～米国特許の実践戦略 特許権行使に係る最近の動向～
理事(教学・国際交流)	9月 文部科学省博士課程教育リーディングプログラム「クリーンエネルギー交換工学特別教育プログラム」第 2 回国際セミナー 10月 平成 25 年度学生生活に係るリスクの把握と対応に関するセミナー 中途退学、休学、不登校の学生に対する取組 10月 FLIT 第 1 回公開研究会「MOOC と反転授業で変わる 21 世紀の教育」 10月 平成 25 年度高等教育における障害学生支援に関するシンポジウム 11月 平成 25 年度大学マネジメントセミナー(教育編)
理事(学術研究・産学官連携)	なし
理事(財務・医療・施設)	9月 大学の個性・特色の伸長につながるキャンパスの創造的再生推進セミナー
理事(総務・労務・情報管理)	6月 New Education Expo 2013 東京会場 6月 大学マネジメント研究会「第 1 回大学政策フォーラム」 8月 大学改革フォーラム 2013 「大学教育の未来を探る」～大学改革支援プログラム(GP)の検証と展望～ 9月 平成 25 年度大学マネジメントセミナー(企画戦略編) 10月 大学改革シンポジウム「成長戦略におけるグローバル人材の育成」 11月 平成 25 年度社会システム改革と研究開発の一体的推進：地域再生人材創出拠点の形成シンポジウム 11月 JAIST シンポジウム 2013 11月 第 1 2 回大学改革シンポジウム「国立大学のガバナンス改革」 11月 文部科学事務次官講演「教育を語る会」

(出典:総務・広報課提供資料)

資料 9-2-④-2 中期計画・人事に関する計画

○第 2 期中期計画(抜粋)
X その他
2. 人事に関する計画
人事方針について
2) 教員以外の職員の人事について
① 事務職員については、大学の企画運営部門に深く携わる専門職能集団としての機能を発揮する必要があるため、民間企業も含めた他機関からの登用など、幅広く人材を求めるとともに、職員にその資質を開発させるため、他機関での研修機会を設けるなど、計画的な人材養成を行う。
② 事務職員、技術職員の能力開発のために必要な研修等の制度を充実させる。
③ 事務職員、技術職員について、組織の活性化と能力開発に資するよう人事評価方法を検証し、必要な改善を進める。
④ 女性職員の能力を高め、活かせる職場環境と機会の整備を進める。
○平成 25 年度年度計画(抜粋)

X その他 2 人事に関する計画 2) 教員以外の職員の人事について ① 教員以外の職員の能力開発を推進するため、研修を充実させる。

(出典: 第2期中期計画、平成25年度年度計画)

資料9-2-④-3 平成25年度学内研修の主な実績

研修名	対象者	目的・実施内容等	開催時期	受講者数
初任者研修	新規採用職員	大学職員として必要な基本的、一般的知識及びマナー等を修得させ、今後の業務遂行の参考とさせる。講義、講演、グループワーク、発表等。	平成25年4月15日～19日、11月12日	8名
中堅係員研修	一般職員、主任	論理的思考に基づく問題解決の考え方を修得させ、企画力、プレゼンテーション力を養成する。講義、グループワーク、発表等。	平成25年10月21日～23日	14名
係長研修	係長	実務面のリーダーとして職務遂行に必要な知識を修得するとともに、係長としての使命と識見を確立し、管理運営の重要な担い手としての資質向上を図る。	平成25年11月19日～21日	15名
課長研修	課長	部下職員が業務を遂行していく上で、業務についての意識改革をさせるため。	平成25年11月13日	6名
文書作成力向上研修	事務職員対象	職務の遂行に必要な文書作成等の基礎的知識、応用方法を身につける。	平成26年1月21日	13名
パソコン研修	事務職員対象	表計算、データベース、プレゼンテーション、ホームページ等に関するアプリケーションの利用技法等を学び、職務の円滑な遂行に役立てる。	平成25年9月～12月の期間	11名
放送大学授業受講研修	事務職員対象	広い視野、新しい教養及び実務に関連した専門知識を習得させ、職員の見識・資質等を向上させることを目的とする。	前期:4月～9月 後期:10月～3月	26名
英会話研修	事務職員対象	大学の業務に即した実践的な英語力を修得することを目的とする。	平成25年9月1日～1月31日	2名
職員海外語学研修	一般職員、主任、係長	交流協定校の夏期講習に参加させ、英語・英会話能力の向上を図るとともに国際感覚を身につけさせる。また大学運営上参考とすべき情報を収集させる。	平成25年8月4日～9月1日	1名
人事評価者研修	上司評価者	新しい評価制度の実施に向けて、制度の理解・手法の習得に資する。	平成24年9月10日	22名

(出典: 人事課提供資料)

資料9-2-④-4 平成25年度学外研修の主な実績

研修名	対象者	目的・実施内容等	開催時期	受講者数
国立大学等部課長級研修	新任の部課長	職務の遂行に必要な行政的識見及び管理能力を充実させる。	平成25年7月17日～18日	2名
大学職員啓発セミナー	補佐級職員	職務の遂行に必要な行政的識見及び管理の補佐的能力を充実させる。	平成25年11月28日～29日	2名
関東甲信越地区国立大学法人等係長研修	係長	職務の遂行に必要な基礎的知識、技術及び広範な行政的視野並びに社会的識見を身につける。	平成25年11月13日～15日	3名
人事院関東地区中堅係員研修	一般職員、主任	職務の遂行に必要な基礎的知識、技術及び広範な行政的視野並びに社会的識見を身につける。	平成25年12月3日～5日	1名
国立大学法人若手職員勉強会	一般職員、主任	大学の核となる若手職員の経営能力の向上を図る。	平成25年12月9日～10日	2名
国立大学附属病院若手職員勉強会	病院担当部局一般職員、主任	病院運営の核となる若手職員の経営能力の向上を図る。	平成25年10月16日～17日	2名
国立大学法人等施設担当職員研修会(初任)	施設担当初任職員	施設整備の適切な執行を推進することを目的とする。	平成25年11月27日～29日	1名

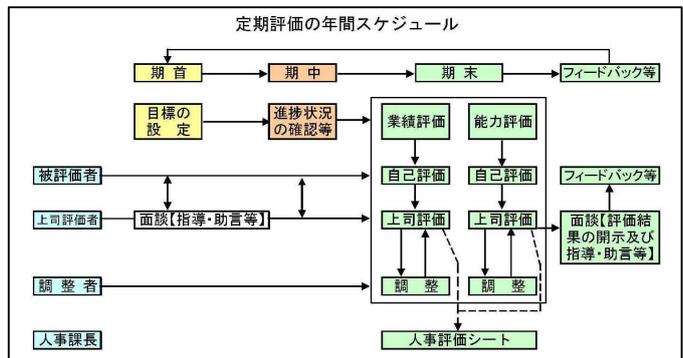
国立大学法人等施設担当職員研修会(中堅)	施設担当中堅職員	施設整備の適切な執行を推進することを目的とする。	平成 25 年 11 月 20 日～22 日	1 名
国立大学法人会計事務研修	会計事務担当者	国立大学法人会計等に関する知識を修得させるとともに、今後の大学改革等に必要の見識を授けることにより、職員の資質の向上を図る。	平成 25 年 10 月 28 日～11 月 1 日	3 名
実践セミナー「広報の部」	実務担当者	実務担当者を対象として、国立大学法人等の職員に必要とされる専門分野毎の知識の修得と能力の向上を図る。	平成 25 年 12 月 18 日	1 名
実践セミナー「人事・労務の部」	実務担当者	実務担当者を対象として、国立大学法人等の職員に必要とされる専門分野毎の知識の修得と能力の向上を図る。	平成 25 年 10 月 3 日	2 名
実践セミナー「産学連携の部」	実務担当者	実務担当者を対象として、国立大学法人等の職員に必要とされる専門分野毎の知識の修得と能力の向上を図る。	平成 26 年 2 月 21 日	1 名
実践セミナー「財務の部」	実務担当者	実務担当者を対象として、国立大学法人等の職員に必要とされる専門分野毎の知識の修得と能力の向上を図る。	平成 25 年 9 月 30 日	2 名
実践セミナー「情報の部」	実務担当者	実務担当者を対象として、国立大学法人等の職員に必要とされる専門分野毎の知識の修得と能力の向上を図る。	平成 25 年 11 月 29 日	1 名
国立大学法人事務情報化要員研修	情報担当部門職員	事務情報化を担う基幹要員等の育成を行う。	平成 25 年 7 月 16 日～19 日 平成 25 年 10 月 30 日～11 月 1 日	2 名
学生相談・メンタルヘルス研修会	学生指導・学生相談に従事している職員	学生の状況、メンタルヘルスに関する基本的な心構えや知識・留意点を修得し、学生相談対応の充実に資する。	平成 25 年 9 月 25 日～27 日	1 名

(出典:人事課提供資料)

資料 9-2-④-5 人事評価制度

○国立大学法人山梨大学職員就業規則(抜粋)
(人事評価)
第 43 条の 2 学長は、常勤職員の勤務状況について、勤務成績の評価(以下「人事評価」という。)を行い、その評価結果に応じた措置を講ずるように努めるものとする。
2 人事評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

○国立大学法人山梨大学職員の人事評価に関する規程(抜粋)
(目的)
第 2 条 常勤職員の勤務成績について、自己評価及び定期的な客観的な評価を実施することにより、諸業務の改善と自己啓発を支援するとともに、人材の育成や人事上の処遇等に反映し、もって大学組織の活性化を図ることを目的とする。
(人事評価の対象者)
第 4 条 被評価者は、国立大学法人山梨大学就業規則第 2 条に規定する常勤職員とする。
(人事評価の方法)
第 5 条 人事評価は、能力評価(被評価者がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)及び業績評価(被評価者がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)によるものとする。
(定期評価の実施)
第 7 条 定期評価は、能力評価及び業績評価により、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間を評価期間として実施するものとする。
(人事評価の活用)
第 13 条 学長は、人事評価の結果を人材育成及び人事面の処遇等に活用するものとする。なお、学長は、勤務成績が良好でない常勤職員について、研修の実施、業務の見直し等適切な改善策を講ずるよう直属の上司等に命ずるものとする。



(出典:国立大学法人山梨大学職員就業規則、国立大学法人山梨大学職員の人事評価に関する規程)

別添資料 9-2-④-I 課長登用候補者の学内選考について

【分析結果とその根拠理由】

執行部役員については、大学運営等に有益な情報を得させるため、関係機関が開催するセミナー等に参加させ、大学管理運営に反映させている。また、事務職員については、体系的かつ効果的に職員を育成するため、学内外で実施される研修等への派遣、更には実効性のある人事評価制度への改善を行っている。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

観点 9-3-①： 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点に係る状況】

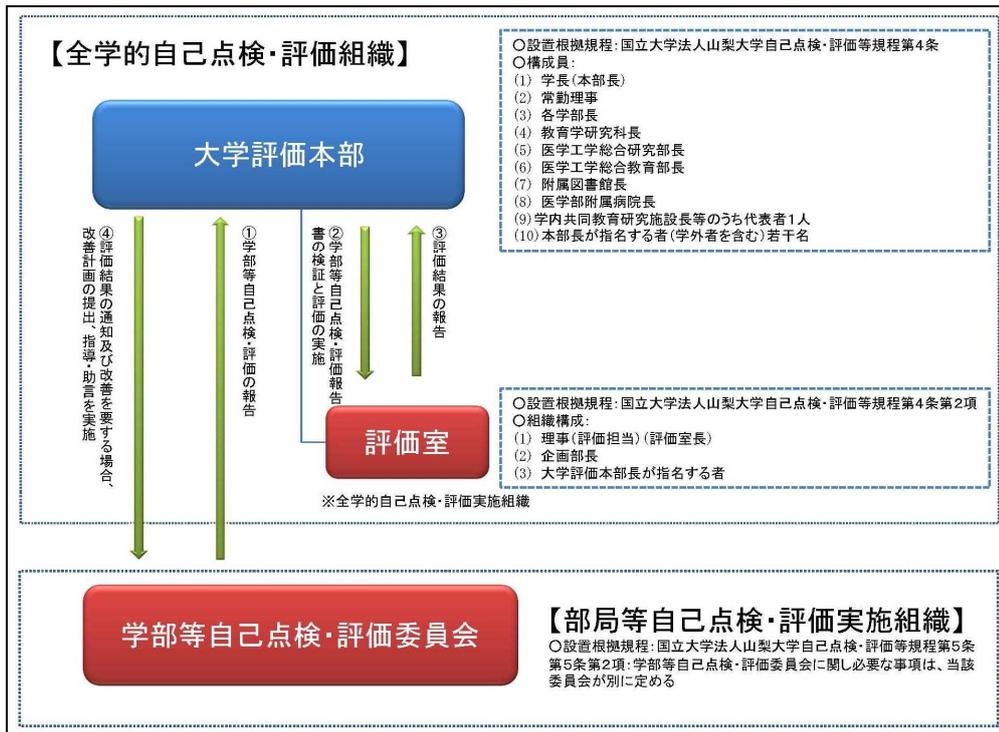
本学では、第2期中期目標期間における自己点検・評価方針を定め、山梨大学自己点検・評価等規程に基づき、役員や学部長等で構成されている大学評価本部及び自己点検・評価の実施に関する専門的事項を処理するための評価室が中心となり、年度計画の進捗状況・実施状況等を根拠となるデータ、資料等に基づき分析を行い、自己点検・評価を実施している。学部等の自己点検・評価は、学部等自己点検・評価委員会を設置し実施している(資料9-3-①-1、別添資料9-3-①-I)。本学の活動の総合的な状況については、国立大学法人評価委員会による法人評価に対応した自己点検・評価を行い、中期目標期間及び各年度の自己点検・評価の結果を「業務の実績に関する報告書」として同委員会に提出している。各年度の業務の実績に関する報告書の作成においては、各部局等が根拠となる資料やデータ等に基づき作成した年度計画実績報告書の内容を、評価室において検証した上で、大学評価本部において大学の自己点検・評価結果として確定し業務の実績として取りまとめている(資料9-3-①-2)。年度計画の進捗管理として、前期(4~9月)の取組みに関する中間評価を10月に実施しており、中期計画及び年度計画に対する業務の進捗状況の確認・検証等を行うとともに、「進捗状況が遅れている」とした課題については、関係部局に取組状況を詳細に確認するとともに、年度計画の達成に向け、早急に改善・対応を図るよう促している。1年間の業務の実施状況は、中間評価を踏まえ年度末に実施している(資料9-3-①-3)。

資料9-3-①-1 第2期中期目標期間における自己点検・評価基本方針(抜粋)

<p>○第2期中期目標期間における自己点検・評価基本方針</p> <p>2 基本方針</p> <p>第2期中期目標の達成に向けた基本方針は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員が評価の重要性を十分に認識して大学評価に協働で取組む。 ・大学評価の過程で明らかとなった課題を共有し、速やかに対応を図る。 ・大学評価の結果に関する分析を行い、これを有効活用し改善等に繋げる。 <p>3 実施方法等</p> <p>(1) 大学評価本部が実施する自己点検・評価組織を単位として行う自己点検・評価は、「山梨大学自己点検・評価等規程」及び「国立大学法人山梨大学大学評価本部規程」に基づき、山梨大学大学評価本部(以下「大学評価本部」という。)が中心となって実施する。各学部等は、「自己点検・評価実施方法等」に沿って、自ら設定した目標・計画の取組内容、実施状況を点検・評価する。大学評価本部はこれを検証し、各学部等に適切な対応を求める。</p> <p>(2) 外部評価</p> <p>① 国立大学法人評価及び認証評価</p> <p>文部科学省国立大学法人評価委員会が行う国立大学法人評価及び認証評価機関が行う認証評価については、大学評価本部が中心となって対応することとし、評価にあたっては、本学の自己点検・評価結果を活用する。また、評価結果等、関連する情報を広く社会に公表する。</p>
--

(出典：第2期中期目標期間における自己点検・評価基本方針)

資料9-3-①-2 自己点検・評価体制



(出典: 企画部企画課にて作成)

資料9-3-①-3 自己点検・評価の実施について



(出典: 企画部企画課提供資料)

別添資料9-3-①-I 山梨大学自己点検・評価等規程、国立大学法人山梨大学大学評価本部規程(抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価に係る体制については、大学評価本部を中心とした全学的な取組体制が構築されている。

国立大学法人評価委員会による法人評価においては、根拠となる資料・データ等に基づいた自己点検・評価を行っており、さらに毎年中間評価による年度計画の進捗管理を行ない年度計画等の達成に向け取り組んでいる。

以上のことから、本学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

観点 9-3-②： 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人評価委員会による法人評価において、各年度の業務実績報告書及び第 1 期中期目標期間終了時の達成状況報告書を同委員会に提出し、評価を受けている。

学校教育法により求められる認証評価については、平成 19 年度に大学評価・学位授与機構による認証評価を受審し、平成 26 年度は、第 2 サイクルの大学機関別認証評価を受審する。また平成 25 年 11 月には、教員養成評価機構による教職大学院等認証評価を受審し、10 の基準領域においてそれぞれ基準の内容を満たしており、全体の評価として「教職大学院評価基準に適合している」との評価結果を得た。このほか、工学部においては、日本技術者教育認定機構 (JABEE) の外部評価を受審し、プログラム認定を得ている (資料 9-3-②-1、資料 9-3-②-2)。

資料 9-3-②-1 国立大学法人評価、大学機関別認証評価の公表

<p>国立大学法人評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆平成 23 事業年度 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告書 (PDF) ◇ 評価結果 (PDF) ◆平成 22 事業年度 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告書 (PDF) ◇ 評価結果 (PDF) ◆平成 21 事業年度及び中期目標期間 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告書、達成状況報告書、現況分析における顕著な変化についての説明書 ◇ 平成 21 事業年度及び中期目標期間評価実績報告書 (PDF) ◇ 平成 20、21 年度中期目標の達成状況報告書 (PDF) ◇ 現況分析における顕著な変化についての説明書 教育 (PDF) 	<p>大学機関別認証評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 自己評価書 (PDF) ◇ 評価報告書 (PDF) 	 <p>UNIVERSITY ACCREDITED Mar. 2008</p>
---	--	---

(出典:大学ホームページ http://www.yamanashi.ac.jp/modules/ynsprofile/index.php?content_id=49)

資料 9-3-②-2 第三者外部評価受審状況

評価名称	学部等	評価者	備考
教職大学院認証評価	教育学研究科(教職大学院の課程)	(財)教員養成評価機構	
病院機能評価 Ver. 6.0	医学部附属病院	(財)日本医療機能評価機構	
<p>病院機能評価 (Ver. 6.0) 認定書</p> <div style="display: flex; align-items: center;">   <div style="margin-left: 20px;"> <p>(出典:医学部附属病院ホームページURL http://www.hosp.yamanashi.ac.jp/outline/gaiyou/index.html)</p> </div> </div>			
日本技術者教育認定機構 (JABEE) による評価	工学部 機械システム工学科(機械デザインコース)、電気電子システム工学科、コンピュータ・メディア工学科(コンピュータサイエンスコース、情報メディアコース)、土木環境工学科	日本技術者教育認定機構 (JABEE)	JABEE 認定プログラム 教育機関名別一覧 (http://www.jabee.org/public_doc/download/?docid=1206) P18 (出典:日本技術者教育認定機構ホームページ)

【分析結果とその根拠理由】

国立大学法人評価委員会による法人評価、学校教育法により求められる認証評価、各学部等における外部評価等により、外部者による評価が随時実施されている。

以上のことから、本学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

観点9-3-③： 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

各年度の間中期(10月)に実施する中間評価では、大学評価本部及び評価室において、各部局が実施した自己点検・評価結果を検証し、検証の結果、「進捗状況が遅れている」とした課題については、年度計画が達成できるよう取組状況を詳細に確認するとともに、課題改善に向けた諸方策や具体のスケジュール等を報告させている(前掲資料9-3-①-3)。

また、第三者評価(国立大学法人評価委員会、大学評価・学位授与機構及び教員養成評価機構等)の結果については、課題等を的確に認識した上で今後の取組につなげるよう教育研究評議会等に報告するとともに、役員、各部長等に通知し、改善に向けた対応を図っている。課題として指摘された事項については、随時その改善に取り組んでいる(資料9-3-③-1)。

平成19年度に受審した機関別認証評価において改善を要する点として指摘のあった内容については、改善に向けた取組を行っている(資料9-3-③-2)。

資料9-3-③-1 国立大学法人評価結果において課題として指摘された事項及び改善への取組

課題として指摘された事項	取組状況等								
<p>【平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果】</p> <p>職務上行う教育・研究に対する教員等個人宛ての寄附金について、個人で経理されていた事例があったことから、学内で定めた規則に則り適切に処理するとともに、その取扱いについて教員等に周知徹底するなどの取組が求められる。</p>	<p>「国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程」及び「国立大学法人山梨大学納品検収センター要項」を定め、物品の適正な給付完了確認の徹底を図るとともに、研究活動に関する不正防止体制を大学ホームページ上で公表している。また、公的資金の不正使用等防止に向けた管理体制の整備として、「会計関係ハンドブック」等のマニュアルの改訂を行い、学内イントラネット「役員等メッセージ」に「教員等個人宛て寄附金の経理の適正な取扱いについて」と題して掲示を出し、全教職員に周知を図った。</p>								
<p>【平成22年度に係る業務の実績に関する評価結果】</p> <p>大学院博士課程について、学生収容定員の充足率が平成19年度から平成22年度においては90%をそれぞれ満たさなかったことから、今後、速やかに、定員の充足に向け、入学定員の適正化に努めることや、入学者の学力水準に留意しつつ充足に努めることが求められる。</p>	<p>大学院博士課程定員充足率の改善に向け、大学院学術研究奨励金制度による継続的な経済支援及び協定校から推薦入学する私費留学生の生活費を一部補填する特別支援金制度の創設、医学系領域の専攻において秋季入学を開始するなど大学評価本部と関係部局が連携して改善に向け取組み、平成23年度においては93.9%、平成24年度においては107.2%と改善された。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員充足率</td> <td>80.3%</td> <td>93.9%</td> <td>107.2%</td> </tr> </tbody> </table>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	定員充足率	80.3%	93.9%	107.2%
	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
定員充足率	80.3%	93.9%	107.2%						
<p>【平成21年度に係る業務の実績に関する評価結果】</p> <p>授業料等の規程改正については、経営協議会において審議すべき事項であるが、報告事項として扱われていた事例があることから、適切な審議を行うことが求められる。</p>	<p>平成22年度から経営協議会において授業料等の規程の改正に係る事項については、全て審議議題として扱い、適切な審議を行っている。</p>								

(出典:平成21年度、平成22年度及び平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果から抜粋)

資料9-3-③-2 機関別認証評価において改善を要する点として指摘された内容及び改善への取組

改善を要する点として指摘された内容	改善への取組状況等
<p>基準3 教員及び教育支援者</p> <p>教育学研究科教科教育専攻10専修のうち2専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成20</p>	<p>平成22年度教育学研究科修士課程を改組し、併せて教職大学院の課程を設置した。教育組織の見直しにより、大学院設置基準第9条の規定に基づく大学院の専攻ごとに置くものとする教員数を配置している(平成25年5月1日現在:研修指導教員数43</p>

<p>年1月1日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。</p>	<p>名うち教授数 38 名、研究指導補助教員数 35 名)。しかし、平成 26 年 3 月末に退職等により、教科教育専攻における平成 26 年 5 月 1 日現在の研究指導教員数は、大学院設置基準上の基準数を下回っており、研究指導教員数を早期に満たすべく研究業績評価に基づく教員審査、教員採用計画に基づく教員採用等を進めている。</p>
<p>基準4 学生の受入 大学院の一部の専攻及び専攻科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。</p>	<p>大学院の入学定員充足率を改善するため、学内の委員会等において、改善方策を検討し、オープンキャンパス、大学院説明会の開催、大学院の学位が短期間で取得できるシステム等の確立、更に大学院学術研究奨励金制度による継続的な経済支援を行うなど充足率の改善に向けて取り組んでいる。博士課程の充足率では、平成 24 年度において 107.2%と改善している。しかし専攻ごとの過去 5 年間の平均入学定員充足率では、修士課程において 3 専攻が 1.3 倍を上回り 3 専攻が 0.7 倍を下回り、博士課程において 1 専攻が 1.3 倍を上回り 2 専攻が 0.7 倍を下回っている。</p> <p>現在、生命環境学部に対応する大学院の設置の検討を開始しており、定員の適正化を含め、農学を融合した専攻の新設と既設大学院の改組を行ない、平成 28 年度設置を目指している。</p> <p>専攻科については、平成 21 年度入試より募集を年 2 回に変更後、受験者、合格者は定員を超えるようになってきているが、合格後就職先が内定した者が、入学手続きを辞退することにより、入学定員充足率は 0.7 倍を下回る状況となっており、近年の社会情勢・状況、社会ニーズを踏まえ更に入試広報等を行い入学者の確保に向け取り組む。</p>
<p>基準6 教育の成果 就職先の企業・自治体等へのアンケートによると、プレゼンテーション能力、創造力・企画力が高いとは言えない。</p>	<p>平成 22 年度に全学共通教育科目を見直し、社会との関わり、将来にわたって必要な基礎的能力や学習方法を習得することを目的に「大学基礎・キャリア形成科目群」として「人間形成論」・「エンプロイアビリティ論」・「キャリア形成のための作文演習」・「キャリア形成論」・「新聞から世界を読む」を開講し、学部 1 年生(医学部除く)は、5 科目のうちから 1 科目選択必修としている。授業は、主にグループワーク形式により展開し、能動的学習に基づき知識・技能、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を身に付けさせるなど教育内容の充実に取り組んでいる。また、大学院課程では、先端研究の動向を自ら情報収集し、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を養うために、研究成果を国内・国際学会や専門分野の学術誌等で発表することを奨励し、プレゼンテーション能力等の涵養に取り組んでいる。</p>
<p>基準8 施設・設備 キャンパス間でもまた同一キャンパスの学部間でも障害者用の施設の整備の程度に差が見られる。</p>	<p>平成 23 年度に山梨大学キャンパスマスタープランを定め、学内の施設・基幹設備等の計画的な整備・改修を行っている。キャンパスバリアフリー化等については、全学的見地から学生が利用する修学施設を優先的に改修等を行い、両キャンパスにおける段差解消のためのスロープ、身障者用トイレ、エレベータの設置等計画的に整備を行っている。</p>

(出典：企画部企画課にて作成)

【分析結果とその根拠理由】

評価結果のフィードバックについては、役員、各部局長等に通知し、改善に向けた対応を図っている。

課題として指摘された事項については、その改善に取り組んでいる。

以上のことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・本学では、第二期中期目標期間における中期計画、年度計画に基づく進捗状況・実施状況等を根拠となるデー

タ、資料等に基づき分析を行い、自己点検・評価を毎年実施している。年度計画の進捗状況管理は、中間評価を実施し、関係部局の自己点検・評価を検証の上、取組状況を詳細に確認するとともに、年度計画の達成に向けた取組みを行っている。この取組みは、法人評価委員会の「平成23年度に係る業務の実績に関する評価結果」において、注目される取組みとして評価された(http://www.yamanashi.ac.jp/modules/ynsprofile/index.php?content_id=49)。

・教育研究活動を適切かつ安定して展開するため、自己収入確保に取り組んでいる。特に、科学研究費、受託研究費、共同研究費等の外部資金の獲得に関しては、その獲得額に応じた成績率を勤勉手当に反映させるなどインセンティブを付与する制度を整備し、科学研究費補助金獲得額は、対21年度比で40%を超える高い伸率となった。

【改善を要する点】

・大学院の専攻の一部において、入学定員充足率が1.3倍を上回る或いは0.7倍を下回っており、改善に向けオープンキャンパス、大学院説明会の開催、大学院の学位が短期間で取得できるシステム等の確立、更に大学院学術研究奨励金制度による継続的な経済支援を行うなど充足率の改善に向けた取組みを行っているが、根本的解消までに至っていない。現在、生命環境学部に対応する大学院の設置の検討を開始しており、定員の適正化を含め、農学を融合した専攻の新設と社会のニーズを踏まえた既設大学院改組等の抜本的な改革を行い、平成28年度設置に向け取り組んでいる。